

岩手県医療局管理規程第7号

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県医療局長 田村均次

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程

医療局臨時職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 非常勤の職員の勤務時間は、1日につき<u>8時間</u>（特別の形態によって勤務する必要のあるものにあつては、勤務に割り振られる勤務時間1回につき<u>16時間</u>）を超えない範囲内で、かつ、1週間につき<u>30時間</u>（看護、給食及びボイラーの職種にあつては、<u>36時間</u>）を超えない範囲内で、病院長（本庁にあつては、医療局長）が定めるものとし、前項の趣旨に沿つてあらかじめ任用通知書に明示するものとする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第8条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第2号から第5号まで、<u>第13号又は第17号</u>に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。ただし、第6号の場合における特別休暇の期間は、5日の範囲内の期間とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、<u>第10号、第14号から第16号まで又は第23号</u>に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 非常勤の職員の勤務時間は、1日につき<u>7時間45分</u>（特別の形態によって勤務する必要のあるものにあつては、勤務に割り振られる勤務時間1回につき<u>15時間30分</u>）を超えない範囲内で、かつ、1週間につき<u>29時間</u>（看護、給食及びボイラーの職種にあつては、<u>35時間</u>）を超えない範囲内で、病院長（本庁にあつては、医療局長）が定めるものとし、前項の趣旨に沿つてあらかじめ任用通知書に明示するものとする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第8条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第2号から第5号まで、<u>第14号又は第18号</u>に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。ただし、第6号の場合における特別休暇の期間は、5日の範囲内の期間とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、<u>第11号、第15号から第17号まで又は第24号</u>に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。